

世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（素案たたき台） 概要版（一部抜粋）

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度

令和6年(2024年)7月
世田谷区

計画の構成

第1章 計画の策定にあたって

第2章 子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価

第3章 基本方針

第4章 政策の柱

第5章 計画の内容

第6章 子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）

第7章 子どもの貧困対策計画

資料編

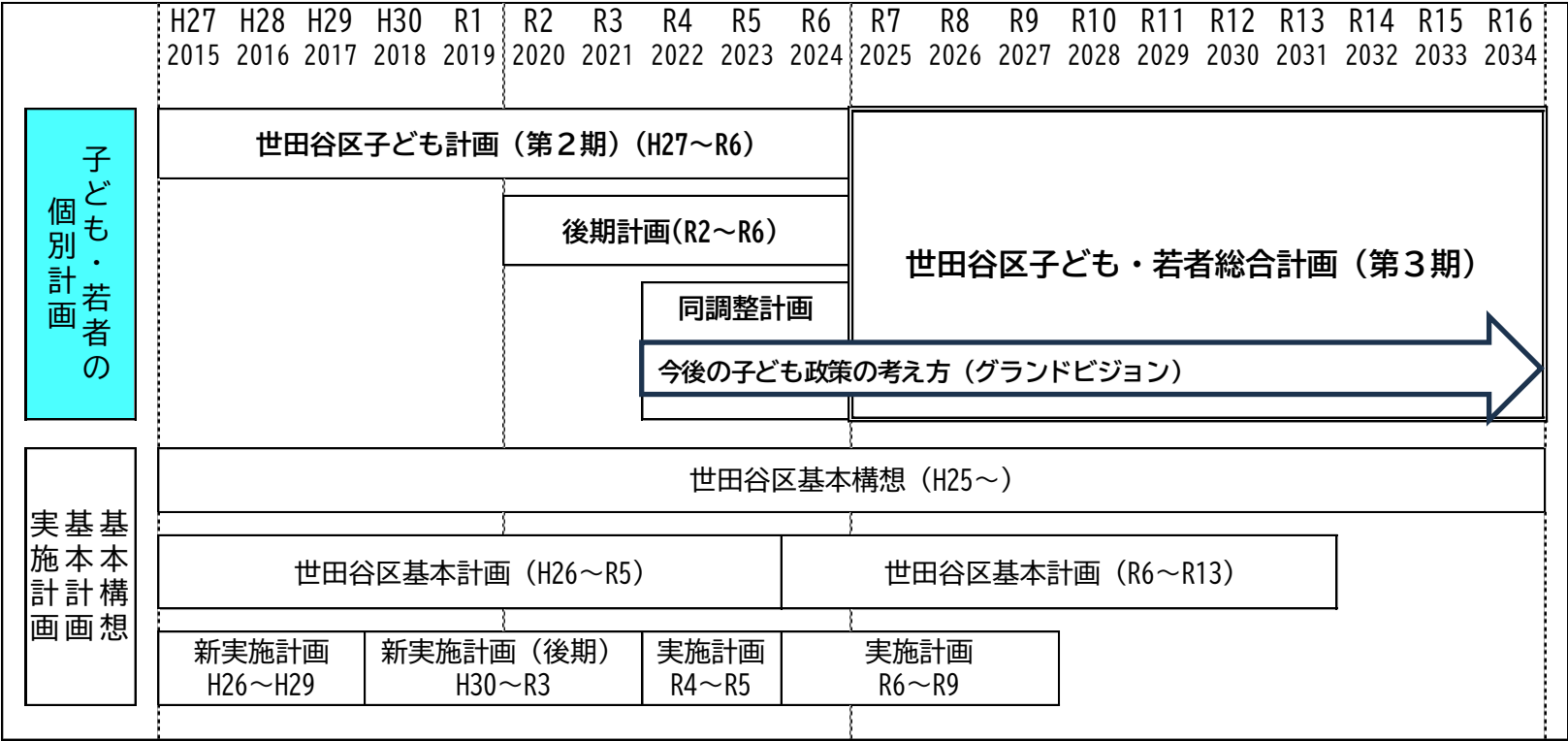
子ども・若者総合計画(第3期)策定の趣旨

令和6年度(2024年度)に「子ども計画(第2期)後期計画」の最終年度を迎えたことから、「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」の考えを引き継ぎつつ、新たに子ども・若者にかかる個別計画を定めます。

「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」の考えを引き継ぎつつ、妊娠期から学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考えのもと、「子ども・若者総合計画(第3期)」に名称を変更します。

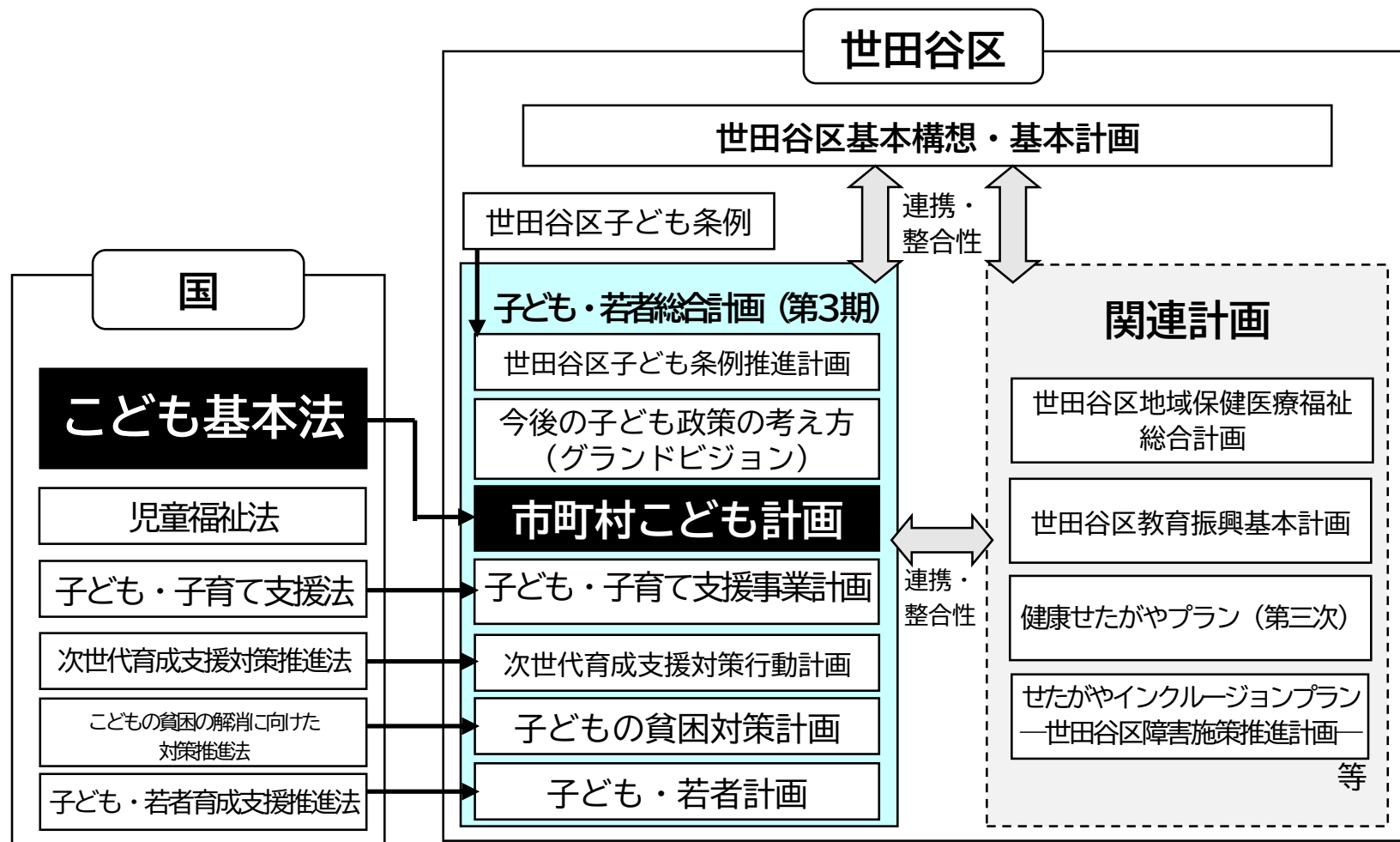
これまでと同様に、子ども計画が大切にしてきた区民とともに進める地域づくりには、長期的な施策の見通しが必要であるという考えに基づき、計画期間は10年間とします。なお、計画策定後も、時勢をみながら必要な見直しを行います。

計画期間



本計画は、世田谷区子ども条例の推進計画として策定します。また、第3期は、こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置付けるとともに、これまでと同様、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法(令和6年(2024年)6月改正)に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包します。

■ 計画の位置づけ ■



(1)推進体制

本計画の推進にあたっては、個別事業の進捗とともに、計画全体についての進捗も公開し、区民や学識経験者等が参加する会議で評価・検証を行います。

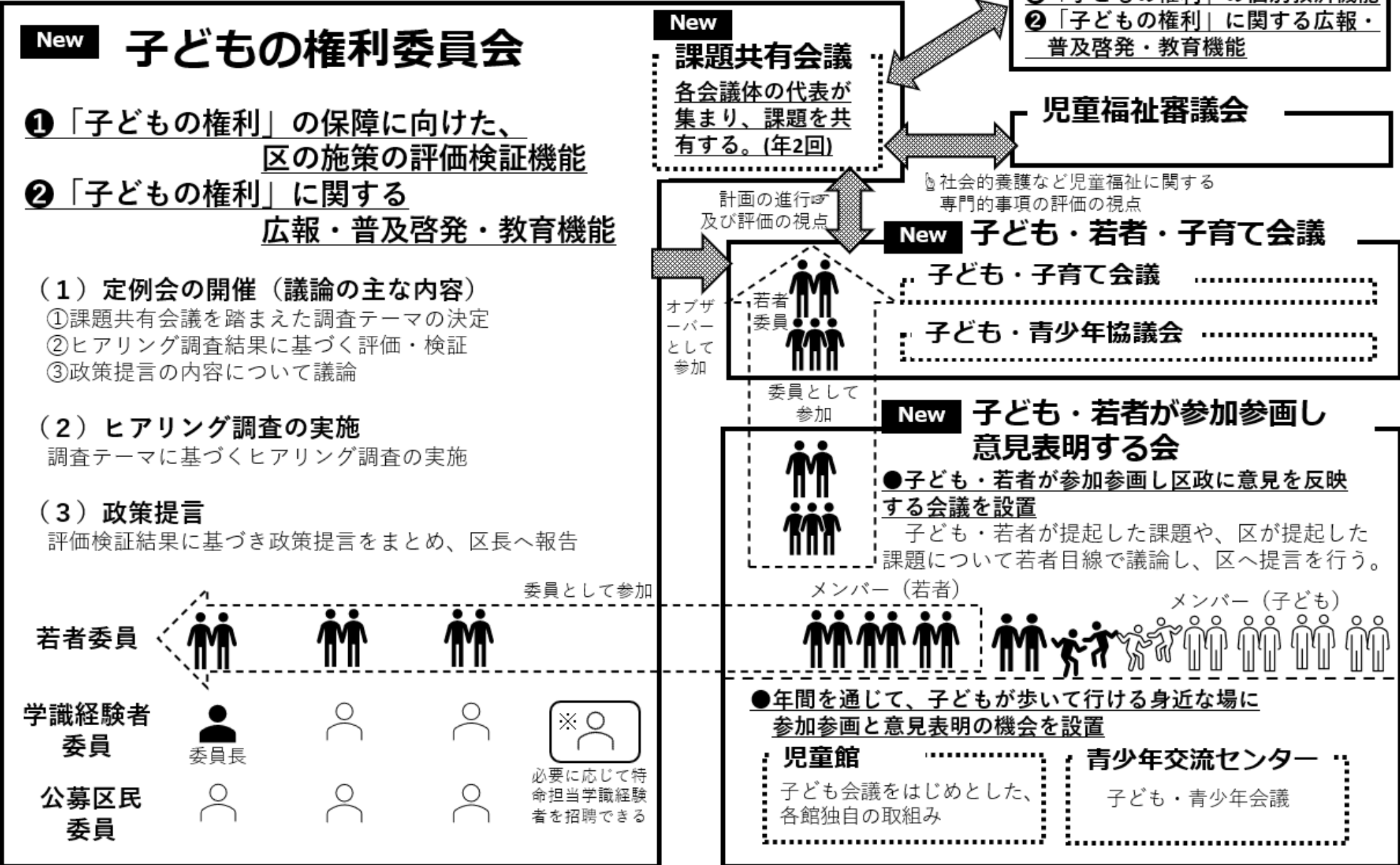
これまで、進捗管理や評価・検証については、子ども・子育て施策は、世田谷区子ども・子育て会議、若者施策は、世田谷区子ども・青少年協議会で行ってきました。

第3期は、子ども・若者総合計画として策定することから、今後、計画の初年度にあわせて、世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合し（（仮称）世田谷区子ども・若者・子育て会議）、妊娠期から学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく総合的な視点で、進捗管理と評価・検証を行います。

さらに、新たに、子ども条例の一部を改正する条例に基づき、子どもの権利保障に向けた、区の施策の評価・検証と、子どもの権利に関する普及啓発を行う第三者機関である「世田谷区子どもの権利委員会」を設置します。

「世田谷区子どもの権利委員会」は、子ども・若者が参加・参画し、意見表明できる機会と連携した仕組みにするとともに、（仮称）世田谷区子ども・若者・子育て会議、児童福祉審議会、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」等の関係機関とも、定期的に、子どもの権利に関する課題を共有し、評価・検証、ヒアリング等のモニタリング調査を実施します。また、「世田谷区子どもの権利委員会」は、評価・検証結果を踏まえて、区長に対して、政策提言を行います。

「子どもの権利委員会」の設置について(案)



(2)指標を用いた計画の評価

本編 P12

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標		現況数値	目標（R11）	目標（R16）
①	周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合	74.3%低学年、 76.4%高学年、 67.0%中学生、 75.5%若者	案で定める	案で定める
②	自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合	77.1%低学年、 76.0%高学年、 69.6%中学生		
③	社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合	29.5%中学生		
④	人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合	77.4%若者		
⑤	自分のことが好きだ、と思う子どもの割合（小学校低学年のみ）	68.0%低学年、 55.0%高学年、 54.7%中学生		
⑥	子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合	80.1%就学前児童保護者、 76.3%就学児童保護者		
⑦	やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合	87.5%低学年、 80.2%高学年、 74.3%中学生		
⑧	家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、 と思う子どもの割合	77.8%低学年、 77.7%高学年、 68.8%中学生		
⑨	世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合	45.6%若者		
⑩	ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合	92.9%若者		
⑪	最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合	27.9%若者		
⑫	世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合	49.9%若者		
⑬	心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合	85.5%低学年、 84.9%高学年、 75.0%中学生		
⑭	どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合	59.4%低学年、 68.8%高学年、 74.0%中学生		
⑮	自分のことが大事だ、と思う若者の割合	84.2%若者		
⑯	子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合	80.6%就学前児童保護者、 82.6%就学児童保護者		
⑰	地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合	64.5%就学前児童保護者、 64.2%就学児童保護者		

1 調査結果からみえてきた子ども・若者の状況

（1）小中学生アンケート調査結果から推測される子どもの状況

今回、子どもたちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、のんびり過ごしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ、その結果、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が、世田谷の子どもたちが直面している課題として明らかになりました。

①「毎日、勉強をする（学校の授業以外の宿題等）」割合は、低学年74.4%、高学年76.3%、中学生63.9% 高学年では、3時間以上が3割（うち5時間以上が1割強）。一方で、「毎日、公園などの外で遊ぶ」割合は、低学年11.2%、高学年15.5%、中学生6.0%、外で遊ぶ機会が少ない状況にある。

②中学生に心身の調子を質問したところ、「よくねむれない」割合は6割、「いつも疲れている」割合は7割、「やる気が出ない」割合は7割強にものぼっている。5年前の調査より、「いつもある」割合が増加している。

③「自分自身のことが好きだ」と回答した割合は、低学年68.0%、高学年55.0%、中学生54.7%で前回調査から増えたものの、「孤独だと感じる」と回答した割合は、中学生19.2%で5年前の調査より倍増している。

④子どもの権利が守られているか、について、「はい」の割合が、低学年は「やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる（87.5%）」、高学年、中学生では、「心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている（高学年84.9%、中学生75.0%）」が最も高かった。一方で、「いいえ」の割合が、「おうちの人からたたかれたり、ひどいことを言われたりしない」権利が、低学年18.0%、高学年15.9%、中学生11.1%と最も高い結果となった。

⑤平日の夕方6時くらいまでの放課後の過ごし方、を質問したところ、毎日、「塾や習い事、スポーツクラブ」で過ごしている割合は、高学年で13.1%（夜間（6時～8時）では、10.0%）にものぼっている。学年別では小学校6年生が最も高い（夕方6時くらいまで20.0%、夜間（6時～8時）17.6%）。一方、児童館や公園などの外で過ごす割合が低く、まったく過ごさない割合も高い。

⑥平日の夕方6時くらいまでをどこで過ごしたいか（希望）を尋ねたところ、高学年は「自分の家」が8割を超えており、「友達の家」4割強、「公園などの外」4割弱の回答となった。中学生は、「部活動等」4割強、「塾や習い事等」2割強と続いている。令和4年の保護者調査の結果とは異なっている。

⑦困っていること、悩んでいること、つらいこと、を尋ねたところ、「特にない」以外では、勉強や受験、進学や将来のことの悩みが多い結果となった。

⑧困っていることや悩み、つらいことを聞いてくれる人がいる割合は、低学年89.4%、高学年81.0%、中学生82.6%であった。一方で、「いない」「誰にも話さない・話したくない」割合は、低学年8.3%、高学年17.6%、中学生15.8%となり、「誰にも話さない・話したくない」割合が高い。

(2) 若者調査結果から推測される若者の状況

①「自分のことが大事だと思う」「人や社会の役に立ちたいと思う」等の回答は7割を超えている一方、「孤独だと感じる」と回答した割合は21.6%で、中学生調査の19.2%より高い結果となっている。

②ホッとでき、安心していられる場所の有無を尋ねたところ、9割以上の若者が「ある」と回答した。一方で、具体的な場所については、自分の部屋、自室以外の部屋、自宅以外の家（友人宅、祖父母の家など）が多く、地域の中に、ホッとでき、安心していられる場所があると答えた若者は少ない結果となった。

③外出頻度を尋ねたところ、外出頻度が低い人（ひきこもりがちな人）の割合は8.1%であり、平成30年度（3.7%）より4.4ポイント高くなっている。
外出しなくなったきっかけは「仕事や授業がリモートになったため（39.4%）」が最も高く、新型コロナウイルス感染症が外出をしなくなった理由に影響を与えている可能性がある。

④生活習慣、健康状態を尋ねたところ、「自分の精神状態は健康ではないと思う」の回答は25%を超えた。また、「深夜まで起きていることが多い」「昼夜逆転の生活をしている」「政治や経済・社会報道に目を通す」「誰とも口を利かずに過ごす日が多い」「人と会話するのはわずらわしい」「自分の精神状態は健康ではないと思う」の項目が平成30年度調査と比較して高い結果となっている。

⑤悩んでいることや心配なことを尋ねたところ、「お金のこと（55.5%）」が最も高く、「仕事のこと（43.9%）」、「進学、就職のこと（42.7%）」が続き、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い結果となった。

⑥20年後に希望する暮らし方を尋ねたところ、前回調査（20年後の自分のイメージ）と比較して「やりたいと思っている仕事をしていたい（92.5%）」「結婚したい・パートナーと生活していきたい（81.2%）」等、いずれも増える結果となった。

⑦世田谷区への居住継続意向を尋ねたところ、「住み続けたい・どちらかといえば住み続けたい」が8割以上と高い結果となった。

一方、「住み続けたいが、住み続けられない」「どちらかといえば住み続けたくない」「住み続けたくない」と回答した人に、住み続けたくない理由についてたずねたところ、「家賃、または住宅購入費が高い（64.7%）」が最も高いという結果となった。

⑧学校や仕事以外の活動参加の有無を尋ねたところ、「参加していない・関わっていない」が7割以上と高い結果となった。

一方、「参加していない・関わっていない」と回答した人に、活動への参加意向についてたずねたところ、6割以上の若者が参加意向や興味は持っているという結果となった。

⑨学校や仕事以外の活動への参加条件を尋ねたところ、現在の就学・就業状況別にみると、生徒・学生は「友人や知人と一緒に活動できる」「進学・就職の際、自己PRにつながる経歴になる」等の割合が、正社員・正規職員より高い結果となった。

⑩区施設の認知状況・利用状況を尋ねたところ、相談機関について「知っているものはない」は5割を超える結果となった。若者関連施設についても多くの施設について「知らない」が8割を超える結果となった。

⑪世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい意向の有無を尋ねたところ、伝えたいと思う人と、伝えたいと思わない人が半々に分かれる結果となった。

2 計画全体の指標

(1) 子どもの指標

【評価】

子どもの指標である「自分のことが好きだと思う子どもの割合」については、令和5年度は、小学校低学年では68.0%、小学校高学年では55.0%、中学生では54.7%となっています。

平成30年度（2013年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、小学校低学年、中学生では、好きだと思う割合が高くなっており、自己肯定感が高まっているといえます。小学校高学年では大きな変化はありません。

中学生の指標である「住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合」については、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、肯定的な回答が低くなっており、地域に貢献したいという意識が低くなっているといえます。

		平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和5年度 (2023年度)
自分のことが好きだと思う 子どもの割合	小学生(低学年)	54.0%	51.1%	68.0%
	小学生(高学年)	54.6%	57.2%	55.0%
	中学生	39.4%	48.4%	54.7%
住んでいる地域のために、自分の力を役立てたい と思う子どもの割合（中学生）		46.8%	54.7%	46.4%

(2) 保護者の指標

【評価】

保護者の指標である「子育てについて楽しいと感じる保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.1%、就学児童（小学生）保護者では75.8%となっています。就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者どちらも平成25年度（2013年度）から大きな変化はありません。

「世田谷区を子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.6%、就学児童（小学生）保護者では82.6%と8割を超えています。その割合は、就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者ともに、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）にかけて高くなっています。

		平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)
子育てを楽しんでいる保護者の割合	就学前児童保護者	80.2%	79.1%	80.1%
	就学児童（小学生）保護者	75.1%	77.6%	75.8%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	就学前児童保護者	73.2%	73.9%	80.6%
	就学児童（小学生）保護者	76.5%	78.2%	82.6%

(3) 地域の指標

【評価】

地域の指標である「地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合」については、令和4年度では携わる意向がある（計）の割合は、就学前児童保護者では64.5%、就学児童（小学生）保護者では64.2%となっています。その割合は、就学前児童保護者では、平成30年度から令和4年度にかけて低くなっています。就学児童（小学生）保護者では、大きな変化はありません。

			平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)
地域の子ども・子育て 支援に携わってもよい と考える保護者の割合	就学前児童保護者	すでに携わっている	1.5%	0.5%
		ぜひ携わりたい	16.7%	14.9%
		携わってもよい	50.9%	49.1%
		携わる意向がある (計)	69.1%	64.5%
	就学児童（小学生） 保護者	すでに携わっている	3.2%	1.1%
		ぜひ携わりたい	13.6%	13.7%
		携わってもよい	49.2%	49.4%
		携わる意向がある (計)	66.0%	64.2%

1 目指すまちの姿

現在、子ども条例検討プロジェクトで検討中

第1期、第2期は、目指すべき姿を「子どもがいきいきわくわく育つまち」として、すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指してきました。

世田谷区基本計画（令和6年(2024年)3月策定）では、区政が目指すべき方向性のひとつとして「子ども・若者を中心に据える」を掲げ、子ども・若者一人ひとりを大人とともに地域と一緒につくる主体として位置づけ、子どもが社会の真ん中にいると実感できる地域づくりを目指し、取組みを進めています。

第3期においても、子どもは生まれながらにして、今を生きる権利の主体である、という「子ども主体」の考えを引き継ぎます。

平成13年(2001年)12月に世田谷区子ども条例を制定しており、現在、一部の改正の議論が進んでいます。第3期で定める「目指すまちの姿」とは、条例に基づき、まちの主役である子ども・若者が、地域社会に参画した地域社会の将来像です。

「目指すまちの姿」は、子ども参画のもと、子どもたちとともに、決めていきます。

2 計画の目標

子どもが権利の主体として、一人ひとり^{※2}の
健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、
自分らしく幸せ(ウェルビーイング^{※1})な今を生き、
明日からもよい日と思える^{※3}社会を実現する。

※1 「ウェルビーイング (Well-being)」

…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※2 「一人ひとり」

…個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえます。

※3 「明日からもよい日と思える」

…主語は子ども・若者です。子ども・若者にとっての明日、明後日、その先の未来の時間も含みます。

「将来」や「未来」という言葉は、「未来の宝」という大人側の想いが想像されるため、使用していません。

3 計画を貫く4つの原則

本計画の推進にあたっては、第2期計画の「基本コンセプト＝子ども主体」を実現する施策を実施する上での、「3つの視点」として掲げた「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域の子育て力」を改め、新たに、本計画における「計画を貫く4つの原則」を定めます。
政策及び施策を実施するにあたっては、この4つの原則を踏まえます。

1 子どもの権利と最善の利益の保障

子どもを権利の主体とし、一人ひとりの気持ちや個性、考えを尊重し、その権利と最善の利益を保障する。

2 子ども・若者の意見表明と参加・参画

年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会で、子ども・若者の声※を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現する。

3 多様な関わりの中で、切れ目なく支える

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、多様な関わりの中で、切れ目なく、重なりあいながら、支える。

4 子ども・若者とともにすすめる地域社会づくり

子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティの中で、互いを尊重しながら、育っていける地域社会をつくる。

※声…意見だけでなく、広く気持ちや考えを含むものであり、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションも含んでいる。

子どもが権利の主体として、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現するために、**子ども・若者の育ちと成長、子育てを子ども・若者や保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でその育ちと子育てを支えるための取組みを推進**することを主眼に「政策の柱」を定めます。

New
1 子ども・若者の参加・参画をすすめ、
子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現
します

2 乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土
台づくりと、健やかな成長を支えます

3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体
験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つ
ことができる環境をつくれます

New
4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を
通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつく
ります

New
5 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育
ちの環境に関わらず、安心して育つことができ
る地域をつくれます

6 人や支援につながりながら、地域で心地よく
子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期か
ら切れ目なく支えます

7 子どもの命と権利を守るセーフティネット
の整備により、地域で安心して暮らすことがで
きる環境をつくれます

目指す状態

安心して、自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされていると感じている

一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている

子どもが、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と感じることができている

若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

- ①周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合
- ②自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合
- ③社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合
- ④人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合

取組みの方向性

子どもは、一人ひとりが権利の主体であり、大人とともに地域社会をつくっていく一員であり、これからの社会を変えていく主体者です。

急激な社会状況の変化の中で、これまで以上に地域や社会の課題の多様化・複雑化が進んでいます。この課題に向き合うには、子ども、若者とまわりの大人が互いを尊重しながら対話を重ね、それぞれのアイデアや考えを持ち寄り、解決したり、新たな価値をつかっていける地域社会を実現する必要があります。

その実現のために、日常の関わりや地域社会等の様々な場面での取組みをさらに充実し、子ども・若者一人ひとりが、安心して声や意見を表明し、自分らしさが肯定される周囲との応答的な関わりを通じて、周囲に何らかの変化をもたらしたり、受け入れられたと実感できる環境づくりに取り組みます。

これらの取組みにより、子ども・若者が、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と実感できる地域社会を実現します。

施策の概要

- ◆ 日常的に子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり※と地域・社会への参加・参画の推進
- ◆ 子ども・若者が参画した施策の評価・検証の仕組みの構築
- ◆ 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取り組みの推進
- ◆ 子ども関連施設や学校で直接関わる大人への子どもの権利学習、保護者への意識醸成・働きかけ
- ◆ 子育ての社会化、地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

目指す状態

子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている

保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しんでいる、と感じることができている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

⑤自分のことが好きだ、と思う子どもの割合

⑥子育てを楽しんでいる、と感じる保護者の割合

取組みの方向性

乳幼児期の子どもが、健やかに成長(育ち)するとともに、心も、身体も、周囲との関係も、心地よく満たされ、自分のことが好き、と実感できる社会を実現する必要があります。

そのためには、子どものウェルビーイングと成長を支えるとともに、子どもが保護者と安定したアタッチメントが形成できるような環境を整えるなどの子どもの育ちの土台づくりも重要です。

区は、乳幼児期の子どもの健やかな成長と育ちの土台づくりのために、子どもや子育て家庭の状況を把握し、それぞれのニーズに沿った教育・保育事業や子ども・子育て支援事業をきめ細かく展開します。

また、子どもの育ちに関わるすべての関係者(施設・事業)が、専門性を活かしながら、子どもの権利を主体にした支援を行えるよう、質の確保と向上に取り組めます。

これらの取組みにより、子どもの健やかな成長と自己肯定感の向上に向けた取組みを継続することで、生涯にわたるウェルビーイングの実現を図ります。

施策の概要

- ◆ 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設等の充実
- ◆ 子どもの権利を主体とした教育・保育の質を守り、高めるための支援
- ◆ 子どもの健やかな育ちに関わる専門人材の確保・育成
- ◆ 保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成・働きかけ、学びの機会の充実
- ◆ 幼稚園や保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化

政策の柱3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、 のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります

本編 P70

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている(再掲)	⑤自分のことが好きだ、と思う子どもの割合(再掲)
一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている(再掲)	②自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合(再掲)
子どもが安心して過ごせる場所があり、行くことができ、子どもにとって安心できる関係がある	⑦やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合 ⑧家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合

取組みの方向性	施策の概要
区ではこれまで、子どもの成長・発達を支える「遊び」を大切にしながら、子どもが自分らしく安心・安全に過ごし、育つことができる環境づくりに取り組んできました。その一方で、児童虐待相談件数の増加や遊び場の減少、子ども自身が自由に使える時間を十分に持てない状況など子どもを取り巻く環境の厳しさが増しており、「遊ぶ権利」や「育つ権利」、「参加する権利」をはじめとした子どもの権利を全ての子どもが実感できる環境整備が以前にも増して重要となっています。 そのために、子どもの成長を温かく見守るネットワークを拡充していくとともに、児童館をはじめとした居場所が「子どもの権利の拠点」となり、子どもが遊んだり、くつろいだり自由に過ごすことができたり、意見を言いやすい環境を整え、その取組みを地域に広げていきます。 これらの取組みにより、子どもが、その時々ニーズに応じた居場所を持ちながら、心も身体ものびやかに成長でき、安心して暮らしている、そして、やりたいことを楽しみ、のびのびと遊び、くつろぐことができている、と実感できる地域社会を実現します。	◆ 子どもに身近な相談支援・見守りネットワークの強化 ◆ 子どもの権利の拠点の充実 ◆ 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実 ◆ 外遊びの機会と場の拡充 ◆ 子ども関連施設や学校で直接関わる大人への子どもの権利学習、保護者への意識醸成・働きかけ(再掲)

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している(再掲)	④人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合(再掲) ⑨世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合
若者が身近な地域のなかで、安心して過ごせる居場所がある、知っている	⑩ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合
若者がやりたいことにチャレンジしたり、多様な経験を重ねることができる機会が充実している	⑪最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合
若者が日ごろから意見を尊重されていると実感し、希望をもって自分の意見を伝えたいと思っている	⑫世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合

取組みの方向性	施策の概要
---------	-------

若者期における課題として、子ども期から引き継がれる課題と、自立を見据えた若者期特有の課題があり、成人期に向けて自立を見据えた支援の体制が必要です。地域の中で様々な人がつながりながら、若者の悩みや葛藤に寄り添い、活動や交流をサポートすることで、若者が自立し活躍するための環境を充実させることがより一層重要となっています。

そのため、地域全体で一人ひとりの若者の悩みや葛藤に寄り添い、支え、互いにつながり合うことができるよう、若者と社会をつなぐ取り組みや様々な支援機関・地域団体等の連携強化が必要です。また、若者にとって身近な地域のなかで安心して過ごせる居場所の充実を進めるとともに、若者が様々なことにチャレンジし、失敗したり、成し遂げたりする経験を繰り返しながら、自らの力を育むとともにライフプランの選択肢を増やすことができる場や機会を拡充します。さらに、若者が過ごすあらゆる場面において、若者の意見を受け止め、尊重し、ともに考えることで、若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取組みを進めます。

これらの取組みを通して、すべての若者が様々な活動や交流に参加・参画し、大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域の中で、社会の真ん中にいるという実感を持ち、いきいきと力を発揮できる環境を実現します。

- ◆ 若者にとって力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場の充実
- ◆ 若者が地域で多様な経験を重ねることができる場や機会の充実及び参加・参画の推進

目指す状態

子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と感じることができる

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

- ⑧家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合(再掲)
- ⑫心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合
- ⑬どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合
- ⑭自分のことが大事だ、と思う若者の割合
- ⑮自分のことが大事だ、と思う若者の割合

取組みの方向性

すべての子ども・若者が、障害の有無や家庭の経済状況など生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と実感でき、自分らしさが肯定される応答的な関わりの中で、ポジティブな体験を重ねることができる環境づくりをすすめる必要があります。

そのためには、子ども・若者が、心身ともに豊かに育つことができるために、様々な課題や個別ニーズに応じて必要な支援が受けられるよう施策を充実するとともに、子ども・若者が抱える悩みや困難に、身近な周囲の大人が気づいたり、サポートにつなげることができるネットワークづくり等に取り組めます。

これらの取組みにより、子ども・若者一人ひとりが、障害の有無や家庭の経済状況など生まれや育ちの環境で選択肢が制約されず、本来持っている力が発揮できるよう、ウェルビーイングな状態にあることを実現します。

施策の概要

- ◆ 子どもの貧困対策
- ◆ ひとり親家庭への支援
- ◆ 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援
- ◆ 発達・発育を支える体制の整備・充実(医療的ケア児への支援や施設整備等)
- ◆ ヤングケアラー支援
- ◆ 何らかの困難や孤独感、生きづらさを抱えた若者への支援

政策の柱6 人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、 家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しい、と感じることができている(再掲)	⑥子育てを楽しい、と感じる保護者の割合(再掲)
保護者等が、地域の中で人々とながりながら、心地よく子育てしている	⑩子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合
	⑪地域子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合

取組みの方向性	施策の概要
妊娠期から、子育て支援と福祉、医療、地域とが連携しながら、顔が見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ」を中心に、子育て家庭を切れ目のない支援に取り組んできました。 しかしながら、コロナ禍を経て、地域の見守りや支えあいのコミュニティの希薄化に拍車がかかり、家族の核家族化や子育て世代の減少等もあり、妊娠や出産、子育てが孤立しており、その対応が急務になっています。 「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」の考えを踏襲し、子育て家庭が、日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援とながりながら、孤立することなく、安心して暮らせるよう、包括的な相談支援体制の強化や伴走型支援、予防型施策の充実に取り組めます。また、妊娠期も含めて、地域とながりながら子育てするための仕掛けや、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供・支援、アウトリーチによる支援を充実します。 これらの取組みにより、子どもとその保護者が、地域の中で人々とながりながら、心地よく暮らすことができる地域社会を実現します。	◆ 伴走型 相談支援体制の強化(児童福祉法改正への対応)(こども家庭センター・地域子育て相談機関、地区における見守りネットワーク) ◆ 相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援やつながる仕組み、情報や支援を届ける取り組みの充実 ◆ 妊娠期から地域につながる取組みの推進 ◆ 保護者の学びの支援 ◆ 保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成・働きかけ(再掲)

地域で安心して暮らすことができる環境をつくります

目指す状態

子どもが、安心して暮らせている、と感じることができる

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

⑬心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合(再掲)

取組みの方向性

令和2年度(2020年度)に児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指すことを理念とし、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

一方で、令和5年度(2023年度)の区の児童虐待相談対応件数は、3,249件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、さらなる支援の充実を図る必要があります。

そのために、家庭への養育環境の支援に取り組むとともに、代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、子どもの最善の利益が保障された権利擁護の取組みを推進します。

これらの取組みを通じて、子どもの命と権利を守るセーフティネットが整備された地域のつながりの中で、子どもの権利が保障され、心身ともに安全・安心して暮らすことができる地域社会を実現します。

施策の概要

- ◆ 予防型の児童相談行政の推進
- ◆ 家庭養育を優先した社会的養護の推進
- ◆ 地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

☞ 第2期後期計画の施策を基本に、若者計画を体系に組み込んだうえで、妊娠期、乳幼児期、学童期・思春期、若者期、子育て期のライフステージ順で定める。

大項目	中項目
1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援	(1) 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実 (2) 教育・保育の質を守り、高めるための支援
2 子どもの参加・参画と成長・活動の支援	(1) 子どもが意見を表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実 (2) 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進 (3) 子どもに身近な相談支援・見守りのネットワークの強化 (4) 子どもの権利の拠点の充実 (5) 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実 (6) 子ども期からのこころとからだの健康づくり
3 若者が力を発揮できる環境づくり	(1) 若者が力を発揮できる環境の充実 (2) 若者自身がライフプランを描き実現するための支援
4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援	(1) 妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり～世田谷版ネウボラの深化～ (2) 保護者の子育て力をともに支えるための支援
5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート	(1) 要保護児童・養育困難家庭への重層的支援 (2) 配慮が必要な子どもの支援 (3) 生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～ (4) ひとり親家庭の子どもの支援 (5) 悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援
6 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援	(1) 福祉分野と教育分野の連携強化 (2) 「共に学び、共に育つ」教育の充実
7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり	(1) 子ども・若者、子育てに関わる人材の確保及び育成、支援 (2) 子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実 (3) 地域の子育て力への支援 (4) 子ども・若者、子育てを支える基盤

(1) 若者が力を発揮できる環境の充実

現在の取り組み

- ・青少年交流センター運営について、若者ファーストの視点に立ち、児童館等と連携して実施するユースリーダー事業を核として、中高生世代を中心とした青少年が活躍できるよう、活動を支援しています。また、協定大学との連携協力により、学生が主体となって中高生を支える居場所事業のさらなる充実を図っています。
- ・全児童館で中高生世代の主体的な参加・参画による多世代との交流の機会や、実体験を通じた自己実現の機会の充実に取り組んでいます。各地域に1館ずつ指定した中高生支援館は、開設時間の延長を行うとともに、合同事業や情報交換等をととして地域の児童館の支援の充実と、地域との連携を図り、地域の中高生支援の向上をめざしています。
- ・児童館と青少年交流センターとの情報交換の機会を確保することにより、両者の連携強化を図り、事業の充実につなげています。
- ・若者自身がSNS(ねつせた！)等を活用して地域情報を発信することで、若者の地域参加や多世代交流を推進し、地域の活性化につなげています。
- ・子ども・青少年協議会は、地域活動に関心のある若者が中心となって企画する取り組みをサポートしながら実施しています。

課題

- ・学齢期を終えた若者は、環境が変化し社会とのつながりが希薄になる中で、自立※1に向けて様々な課題を抱えています。そのため、若者の悩みや課題が深刻化しないよう若者と支援機関等をつなげる取り組みが必要であるとともに、若者の自立を家庭や一個人の問題として捉えるのではなく、社会全体の課題として捉える必要があります。
- ・令和5年(2023年)の若者調査において、「ホッとでき、安心していられる場所の有無」を尋ねたところ、地域の中に安心していられる場所があると答えた若者が少ない結果となりました。若者が家庭や学校以外の地域において孤立しないためにも、地域全体で一人ひとりの若者に寄り添い、支える仕組みや、地域の中に様々な居場所があることが求められています。
- ・若者を取り巻く状況が複雑化・多様化している中で、それらに丁寧に対応するとともに、若者の「やりたい」を受け止め、活動を後押しできるユースワークスキルを向上させる必要があります。
- ・青少年交流センターと児童館のさらなる連携強化、ユースリーダー事業のさらなる充実を図り、中高生世代の交流を活性化させることで、地域で活躍できる循環の仕組みを定着させていく必要があります。
- ・若者調査で「区の制度や施策に対して自分の考えを伝えたいか」と尋ねたところ、「そう思わない」と答えた人は48.6%でした。若者が日常を過ごす場で意見を聴く仕組みや、各会議体へ安定して若者を登用できるよう仕組みづくりを検討する必要があります。また、地域参加への意欲はあっても、実際の参加につながっていない若者が一定数存在することがわかりました。若者の主体的な地域での活動を後押しする場や機会の充実を進める必要があります。
- ・若者支援者や支援機関が互いにつながり合いながら、若者の活動・交流を支えるため、若者の活動を支援する人材・団体との連携を構築する必要があります。
- ・世田谷区の施策や相談・活動の場に関する認知度が低いため、若者や支援者に届くより効果的な広報を行う必要があります。

※1「自立」…様々な場や人とつながり、色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくこと。 27

(1) 若者が力を発揮できる環境の充実

目指す状態

若者と社会をつなぐ取り組みや、様々な支援機関・地域団体等の連携強化を通して、若者が地域に色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きている。

すべての若者が、ホッとでき、安心していられる居場所が充実している。また、青少年交流センターと児童館をはじめ、地域の多様な居場所が連携を強化することで、中高生世代同士や異なる世代の交流が活性化され、若者が地域で活躍できる循環の仕組みが定着している。

若者が地域で多様な経験を重ね、活動・交流する場や機会が充実するとともに、日常を過ごす場で若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取り組みが広がり、若者の参加・参画、意見表明への意識が高まっている。

若者の「知る機会」が確保され、若者自身が居場所や若者施策に関する情報を認知できている。

施策展開の柱建て

- ① 若者の交流と活動の場の充実
- ② 地域での若者の参加・参画の推進
- ③ 若者に向けた文化・情報の発信